終活

親の財産の守りかた　Part.2～家族信託

2021.04.28
文・四條　たかこ

成年後見制度　# 家族信託　# 任意後見

記事をシェアする —

高齢の親の財産を守るための手法の一つとして、前回「成年後見制度」を紹介しました。判断能力が十分でない人に後見人がつき、財産の管理などを助ける仕組みです。今回はもう一つ「家族信託」についてまとめてみます。

成年後見が抱える課題

成年後見には「法定後見」と「任意後見」がありますが、家庭裁判所が後見人を選任する「法定後見」では、弁護士など家族以外の専門職の人が選ばれることが多く、費用もかかり、必ずしも家族の要望どおりに物事が進まない可能性があります。また、本人がありかじめ後見人を定めておく「任意後見」は認知度も低く、利用者が少ないのが現状です。

たとえば親の認知症が進んで介護施設に入ることになった場合、自宅を売って入居金やその後の生活費などに充てようと考えている方は多いと思います。

ところが後見制度の目的は、判断能力が低下した人の財産を保護することなので、自宅を売って生活費に充てることはできても、資産の組み替えや運用は認められません。成年後見では、子どもや孫への生前贈与、不動産売買などの契約行為は、原則としてできないことになっています。

家族信託の仕組みと手順

成年後見制度の問題点を補う仕組みとして、「家族信託」が注目され始めたのは2017年ごろ。資産運用を目的とした「投資信託」とは異なり、高齢者が財産管理を信頼できる家族に託す契約で資産運用もできるため、任意後見制度よりも自由度が高くなります。

家族信託は、自分の財産を託す「委託者」、託された財産を管理する「受託者」、託された財産（信託財産）からの利益を受ける「受益者」の3者で構成される契約です。

親の認知症対策として利用する場合は「委託者」＝「受益者」であるケースが多くなります。

「委託者」の財産が「受益者」のためになるよう、“どんな目的で” “いつ” 渡すか、信頼できる「受託者」を定めて契約し、確実に実行してもらうのが「家族信託」です。

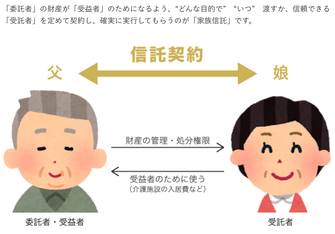

家族信託の契約は公証役場で公正証書を作成して行います。そして信託契約書には原則として、家族信託の目的、受託者、委託者、受益者、信託する財産の内容を記載します。さまざまな法律や税務が関係するので、弁護士や司法書士、税理士、行政書士など、家族信託に詳しい専門家に相談してスタートするのが一般的です。

“目的” は難しく考える必要はなく、「委託者（＝受益者）が安心して老後を暮らせる」といった表現でかまいません。この目的に適ってさえいれば、受託者自身の判断で財産を活用できるようになります。

具体的には金融機関に受託者名義の「信託口」口座を開設し、受託者の財産とは分けて管理し、不動産は受託者名義に書き替えます。これは受託者の判断で不動産の売買を行えるようにするためで、たとえば委託者の自宅を売却して介護施設への入居費用を捻出したり、余剰金で賃貸マンションを購入し、その賃料で委託者の生活費を賄うといった活用も可能になります。この場合、自宅を売って譲渡益が生じたとしても、課税されるのは委託者であり、受託者の家計に影響が及ぶことはありません。

契約時は必要な財産のみでOK

家族信託の契約時点では委託者に十分な判断能力があるため、「信託口」に預け入れる財産は、契約書の作成時点では必要な分だけでよく、後から加えることもできます。また、「停止条件付き」という契約にしておけば、認知症の診断が下されるまで委託者本人が自由に財産を使えるので、抵抗感も抑えられるのではと思います。

受益者の死亡を想定した契約も可能です。配偶者を「第２受益者」として指定することができるため、たとえば父親が亡くなった後は母親が受益者の地位を引き継ぎ、母本人の財産を追加するなどの使い方が可能です。

家族信託のコスト

専門家への相談料は信託財産の額を基準に決めることが多く、目安は１％前後。ただし法的な規定があるわけではないので、信頼できる専門家を探すことが大切です。

そのほか、契約書を公正証書にする費用（数万円）、信託の不動産登記にかかる登録免許税［原則として固定資産税評価額の0.3％（土地）または0.4％（建物）］、司法書士への報酬などが要します。受託者に報酬を支払うかどうかも契約で決められます。

ある程度の出費は伴いますが、成年後見制度の法定後見でも専門職（弁護士・司法書士など）の後見人に対する報酬が発生しますし、自宅の売却や資産運用などの積極的な活用が視野にあるなら、家族信託は有力な選択肢のひとつとなると思われます。

家族信託で注意したいこと

近年、家族信託が増加傾向にあるのは、認知症対策だけでなく、相続対策の面からも注目されているからです。しかしこれは当事者同士に契約可能な意思と能力があることが大前提。認知症になってからでは遅いので、早めに準備することが肝心です。この点は成年後見制度の任意後見と同じです。

資産状況や家族構成にもよりますが、資産の積極的な活用には家族信託、日常生活の手続きや介護の支援には任意後見などの使い分けも選択肢の一つ。委託者の信託財産目当てで家族信託契約を結ぶ受託者の存在も否定できないので、親族間で受託者をチェックする意味からも、家族信託と任意後見の併用を考えてみる価値はあるでしょう。

近年は、金融機関も「子が親の代理人になる」「信託の仕組みを活用する」という観点に立った商品（解約制限付き信託商品・後見制度支援信託など）を次々と打ち出しています。そうした商品のパンフレットを、親子で話し合うきっかけづくりにしてみてはいかがでしょうか。

▶参考HP
一般社団法人　家融支援協会　家族信託とは

相続サポートセンター　家族信託ってなに？

四條　たか子(しじょう　たかこ)

フリーライター歴30年超。競馬と歴史をコア・フィールドとしつつ、伝統工芸、街ネタ、ベンチャー企業まで幅広く取材活動を行う。
税理士やファイナンシャルプランナーの書籍作成に多く関わった経験から、アラカン世代に向けた年金・相続・税金・リタイアメントなどに関する記事や、自伝作成のサポートなどジャンルを問わず執筆中。主な著書に『世界が愛した日本』『天才騎手の系譜』ほか。

あわせて読みたい

終活
住まいはここが終の棲家な…
2021.06.01

終活
親の財産の守りかた　Part.…
2021.03.08

#タグから探す

#メンタルマネージメント　#漢方　#暮らし力　#ヘルスケア　#終活　#女性のがん　#美容鍼
#アンチエイジング　#若返り　#成年後見制度　#家族信託　#遺言　#おひとり様　#一人旅　#関想
#フェムテック　#老後破産　#資産形成　#年金　#問題　#ホルモンバランス　#大豆イソフラボン
#コロナ太り　#ダイエット　#終の棲家　#老後　#パートナー　#旅　#アート　#脳内活性　#VR
#不眠症　#ストレス　#睡眠障害　#将来の不安　#人に言えない悩み　#独身生活　#腰ケア
#セックスの悩み　#筋肉　#婚活　#女性ホルモン　#セルフチェック　#中年太り　#基礎代謝
#タンパク質　#残り時間　#人生会議　#折り返し地点　#筋トレ　#体幹　#任意後見
#マッチングアプリ　#悩み多き40代　#安っぽい50代　#60代が楽しみ　#幸せな死
#困った時のLiliShe　#女性ならではの悩み

体のこと、心のこと、仕事のこと、
恋愛のこと、日常生活のこと。

「LiliShe」の仲間と
気兼ねなく語らえる場です。

アカウントを作る（無料）

アカウントをお持ちの方
ログイン

LiliSheからのお知らせ

2021年04月05日
【コラムを読む 新着記事のお知らせ】

2021年04月02日
【コラムを読む 新着記事のお知らせ】

注目記事

1
マッチングガイド
50代からの“婚活”って、どうなの？　Part2 ～婚活で成功する秘訣～
婚活　# 結婚
マッチングアプリ

2
マッチングガイド
50代からの“婚活”って、どうなの？　Part1
婚活　# 結婚

3
終活
住まいはここが終の棲家なのか問題
終の棲家　# 老後
パートナー

カテゴリー
更年期｜婦人科系疾患｜セクシャルウェルネス
美容・ヘルスケア｜ライフスタイル｜仕事・キャリア｜終活

本ウェブサイトで紹介されている情報は、専門家への取材を行っておりますが、個別具体的な処方や施術には対応しておりません。紹介内容などを試される場合は、ご自身の体調に応じて、無理のないようご注意ください。万が一、不調などを感じられた際は専門家や医療機関へご相談ください。

このホームページに掲載されているデータを権利者の許諾なく使用することを禁じます。

Copyright c LiliShe All Rights Reserved.